

生駒市条例第15号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項の次に次のように加える。

18 の2	指定地域密着型サービス事業者地域介護予防事業申請手数料	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業の所在地が本市の区域内にあるものに限る。）に対する審査	1件につき30,000円
18 の3	指定地域密着型サービス事業者地域介護予防事業更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業の所在地が本市の区域内にあるものに限る。）に対する審査	1件につき11,000円
18 の4	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円
18 の5	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき11,000円

別表第1備考を次のように改める。

備考

1 18の2の項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料については、2以上の指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に行われる同種のサービスに係る申請は、1件とする。

2 前項の規定は、18の3の項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料について準用する。

3 22の項の屋外広告物に関する許可申請手数料における1件とは、形状、大きさ、意匠等同一のもので一括申請されたものをいう。

別表第3の2の項の(2)中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,7

50,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表の6の項の(1)中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表の7の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。